

令和3年（2021年）

第12回大阪狭山市教育委員会
定例会議議事録

令和3年（2021年）12月24日 開催

大阪狭山市教育委員会

第12回大阪狭山市教育委員会定例会議議事録

令和3年(2021年)12月24日(金)

午後3時 開議

市役所3階 委員会室

出席委員(4名)

竹谷	好弘	教育長
山田	順久	教育長職務代理者
田川	宜子	委員
河合	洋次	委員
井上	寿美	委員

出席事務局の職員

山田	裕洋	教育部長
尾島	肇	教育部理事
山本	泰士	こども政策部長
浜口	亮	こども政策部次長兼保育・教育グループ課長
高橋	宏征	教育総務グループ課長
林部	雅司	社会教育グループ課長
寺本	芳之	歴史文化グループ課長
井上	知久	子育て支援グループ課長
荒川	郁代	教育総務グループ参事

書記

御田	青波	教育総務グループ主査
中井	一雅	教育総務グループ主査

議事日程

開会

教育長報告

議事

日程第 1 議案第15号 大阪狭山市文化財保存活用地域計画策定協議会規則
について

日程第 2 報告第37号 令和3年度(2021年度)大阪狭山市一般会計補正予
算(第11号 教育委員会関係)について

日程第 3 報告第38号 令和3年度(2021年度)大阪狭山市一般会計補正予
算(第12号 教育委員会関係)について

閉会

各グループの報告事項

教育長（竹谷好弘）

改めまして、こんにちは。

定刻でございます。始めさせていただきます。

令和3年第12回教育委員会定例会議を開会いたします。

本日の出席委員数は定足数に達しておりますので、会議は成立いたしております。ご報告いたします。

なお、議事録の署名委員は、会議規則によりまして、山田教育長職務代理者、井上委員を指名いたします。

教育長活動報告をお願いいたします。

11月30日、12月2日にまるごとパックというのがございます。これは、学校の公開授業ということで、見学をしてみいました。特にICT活用ということで、ビデオ会議ツールを使いまして、中学校区の小学生同士がそれぞれの学校紹介を動画でしたり、それから、地域の特養、老人ホームに入所の方々と歌やクイズなどで交流授業をしたというICTのよさを生かした授業実践を確認することができました。

続きまして、12月9日、10日、12月は議会月でございます。一般質問、教育関連のご質問にお答えをしております。質問項目など、後ほどまた担当よりご報告をさせていただきます。

その他各種会議に出席をいたしております。

以上、活動報告です。

よろしいでしょうか。

それでは、早速でございますが、議事に移りたいと思います。

本日の議案ですけれども、日程第1、議案第15号、大阪狭山市文化財保存活用地域計画策定協議会規則についてを議題といたします。

担当に説明を求めます。

担当。

歴史文化グループ課長（寺本芳之）

それでは、日程第1、議案第15号、大阪狭山市文化財保存活用地域計画策定協議会規則についてご説明をさせていただきます。

先月の定例教育委員会会議では、報告案件として大阪狭山市附属機関設置条例の一部を改正する条例を上程し、ご承認をいただきました。また、12月定例市議会においてその条例が可決されたことにより、今回、議案として大阪狭山市文化財保存活用地域計画協議会規則の制定についてを上程するものでございます。

前回にもご説明をさせていただきましたが、平成30年度に作成された歴史文化基本構想の再確認と見直しを行い、新たな文化財の保存活用に関するアクションプランとして取り組むものとして、文化財保存活用地域計画策定を行います。策定に当たり、その協議会の規則を制定するものでございます。

お手元でございます議案の資料の2ページから3ページをご覧ください。

第1条として、大阪狭山市文化財保存活用地域計画策定協議会の趣旨について規定することといたしました。

第2条として、協議会の組織について規定することといたしました。

第3条として、委員の任期について規定することといたしました。

第4条として、会長及び副会長について規定することといたしました。

第5条として、委員会の会議について規定することといたしました。

第6条として、部会について規定することといたしました。

第7条として、協議会の庶務について規定することといたしました。

第8条として、協議会の委任について規定することといたしました。

なお、附則といたしまして、この規則は公布

の日から施行することとし、協議会の経過措置についてと、本規則制定に伴い大阪狭山市歴史文化基本構想策定委員会規則を廃止することといたしました。

以上、簡単な説明ではございますが、ご審議いただきますようお願いいたします。

教育長（竹谷好弘）

ただいまの説明につきまして、何かご質問等ございませんでしょうか。

ないようでございますので、本案を原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。

日程第1、議案第15号、大阪狭山市文化財保存活用地域計画策定協議会規則については承認されました。

続きまして、日程第2、報告第37号、令和3年度（2021年度）大阪狭山市一般会計補正予算（第11号 教育委員会関係）についてを議題といたします。

担当に説明を求めます。

担当。

子育て支援グループ課長（井上知久）

それでは、子育て支援グループより、日程第2、報告第37号、令和3年度（2021年度）大阪狭山市一般会計補正予算（第11号 教育委員会関係）についてご説明いたします。

まず、補正の理由でございますが、令和3年11月19日に閣議決定されました新型コロナウイルス感染症経済対策において、子育て世帯に対しては18歳以下の児童を扶養している子育て世帯に対し、臨時特別な措置として、令和3年度子育て世帯への臨時特別給付金を対象児童1人当たり10万円、うち5万円を現金、残りの5万円はクーポンによる給付を基本として支給することとなりました。

このうち現金5万円分については、先行給付

として、児童手当を受給する世帯には可能な限り年内に給付してほしい、また、国は予備費を活用するので市町村は速やかに予算を確保してほしいとの通知がありました。

このため、市として中学生相当までの支給に要する関係経費を補正予算第11号として議会初日に予算計上させていただいたものでございます。

補正の内容でございますが、6ページをご覧ください。

まず、歳出としまして、会計年度任用職員報酬25万円、時間外勤務手当に26万円、旅費に6万円、消耗品費に8万7,000円、印刷製本費に8万9,000円、通信運搬費に55万7,000円、口座振込手数料に63万5,000円、子育て世帯への臨時特別給付金システム改修委託料に319万円、子育て世帯への臨時特別給付金に4億円などで歳出の合計は4億512万8,000円でございます。

これらの財源につきましては、5ページをご覧くださいいただけますでしょうか。そちらに計上しております子育て世帯への臨時特別給付金給付事務費補助金及び子育て世帯への臨時特別給付金給付事業費補助金により全額国費による支弁となります。

以上、誠に簡単な説明でございますが、よろしくようお願いいたします。

教育長（竹谷好弘）

ただいまの説明につきまして、何かご質問等はございませんでしょうか。

特にありませんでしょうか。また、次の報告案件に関連する内容が出てまいりますので、またそのときにご質問があればお聞きをしたいと思います。

それでは、ご意見もないようでございますので、本案を原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。

日程第2、報告第37号、令和3年度（2021年度）大阪狭山市一般会計補正予算（第11号 教育委員会関係）については承認されました。

続きまして、日程第3、報告第38号、令和3年度（2021年度）大阪狭山市一般会計補正予算（第12号 教育委員会関係）についてを議題といたします。

担当に説明を求めます。

担当。

子育て支援グループ課長（井上知久）

日程第3、報告第38号、令和3年度（2021年度）大阪狭山市一般会計補正予算（第12号 教育委員会関係）についてご説明いたします。

補正の理由でございますが、さきの補正予算第11号では、令和3年度子育て世帯への臨時特別給付金事業のうち現金5万円を先行して給付するため、中学生相当までの予算要求をさせていただきましたが、補正予算第12号では、先行給付分5万円のうち残りの高校生相当分の予算とクーポン相当分の全年齢分の予算を合わせて計上させていただくものでございます。

なお、国による本事業のスキームとして、当初は5万円分を現金、残りの5万円分についてはクーポンによる給付を原則とされていましたが、その後、国においてクーポン分についても現金にて給付してよいとの見解が示され、本市として、市民ニーズ等を踏まえまして現金10万円を一括して年内から給付を行うということとなりました。

また、本事業では、新生児も対象児童となりますが、基本的には令和3年10月1日から令和4年3月31日までに出生した新生児となることを、本市独自の施策として同学年となる令和4年4月1日生まれの新生児も対象として実施させていただくこととしています。

補正の内容でございますが、10ページをご覧

ください。

歳出としまして、会計年度任用職員報酬25万円、時間外勤務手当に26万円、旅費に6万円、消耗品費に8万7,000円、印刷製本費に10万8,000円、通信運搬費に67万4,000円、口座振込手数料に13万2,000円、子育て世帯への臨時特別給付金に5億6,000万円を計上するものでございます。

これらの財源につきましては、9ページのほうをご覧くださいませでしょうか。そちらの歳入に計上しております子育て世帯への臨時特別給付金給付事務費補助金及び子育て世帯への臨時特別給付金給付事業費補助金により、基本的には全額国費による支弁となります。

ただし、さきにご説明させていただきました本市独自の施策として令和4年4月1日生まれの新生児を対象とする施策に要する予算50万2,000円相当については、国費の対象外となります。

8ページをご覧くださいませでしょうか。

この費用につきましては、繰越明許費補正として50万2,000円を計上し、令和4年度に予算執行ができるようあらかじめ3年度から繰り越して予算を計上させていただいております。

以上、誠に簡単な説明でございますが、よろしく願いいたします。

教育長（竹谷好弘）

ただいまの説明につきまして、何かご質問等ございませんでしょうか。

私のほうから、支給のスケジュール感についてちょっと追加でご説明お願いできますか。

担当。

子育て支援グループ課長（井上知久）

さきに補正11号で予算計上させていただいております、いわゆる現状で児童手当を受給している世帯につきましては、その世帯に高校生までのお子さんがいらっしゃる場合

でも、そこまでは年内、12月27日に10万円分の現金で支給する予定となっております。

あと、公務員の方につきましては、本市で児童手当を受給しておりませんので、そこは要申請ということで、そのための通知は先にお送りさせていただいております。その受付につきましては、既に始まっております。公務員の児童手当の受給者につきましては、12月10日に事前にご案内差し上げております。申請の受付は12月15日から始まっております、初回の振込は来年1月18日を予定しております。それ以外の公務員でない一般の高校生以上のお子さんを養育されている世帯につきましては、本日、12月24日に事前の案内をお送りさせていただきました。年を越えて1月5日から申請を受付させていただきます、これにつきましては1月31日の振込の予定となっております。

以上でございます。

教育長（竹谷好弘）

ありがとうございます。

ほかに何かご質問等ございませんでしょうか。

ないようでございますので、本案を原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。

日程第3、報告第38号、令和3年度（2021年度）大阪狭山市一般会計補正予算（第12号 教育委員会関係）については承認されました。

本日の議案は以上でございます。

今年最後の教育委員会ということで、委員の皆様には年間を通じまして様々な案件をご審議いただきましてありがとうございました。お礼申し上げます。来年もどうぞよろしくお願いいたします。

これもちまして、本日の教育委員会定例会議を閉会いたします。

以上

会議の経過を記載し、その相違ないことを証するため、署名する。

教育委員会教育長

教育委員会教育長職務代理者

教育委員会 委員

教育委員会事務局職員